

第8章 休学、留学、退学、転学及び除籍

(休学・復学)

第36条 病気その他の事由により、長期にわたって修学することができない者は、所定の手続を経て休学を願い出るものとする。

- 2 健康上の理由により修学が不相当と認めた学生に対しては、休学を命ずることができる。
- 3 休学は1学期又は1学年を区分とし、当該学年限りとする。ただし、特別の事情がある場合は、引き続き休学を許可することができる。
- 4 休学の期間は、次のとおりとする。
 - (1) 修士課程又は博士前期課程にあつては通算して2年を超えることはできない。
 - (2) 博士後期課程にあつては通算して3年を超えることはできない。
 - (3) 専門職学位課程にあつては通算して2年を超えることはできない。
- 5 休学の事由がやんだときは、復学を願い出て許可を受けなければならない。
- 6 復学の時期は、学期又は学年の初めとする。
- 7 休学期間は在学年数に算入しない。

(留学)

第37条 本大学院と協議があるときは、外国の大学院及びこれに相当する教育研究機関（以下「大学院等」という。）に留学して授業科目を履修することができる。この場合には、当該研究科委員会の審議を経て、大学院委員長が許可するものとする。

- 2 留学期間のうち1年は第3条に定める修業年限に算入することができる。
- 3 留学期間中、学生は授業料、その他の学費を全額納入しなければならない。
- 4 留学に関する学内手続その他については別に定める。

(退学)

第38条 退学しようとする者は、別紙所定の様式による退学願を出さなければならない。

(転学)

第38条の2 他の大学院へ転学しようとする者は、事由を付して願い出て研究科委員長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第39条 次の各号の一に該当する者は除籍する。

- (1) 病気その他の事由により、成業の見込みがないと認められた者
- (2) 所定の在学年限を超えてなお修了し得ない者

(3) 所定の授業料その他の納入金を期日までに納付しない者